

岩手県告示第290号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定 機関の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
一般財団法人日本建築セ ンター	事務所の所在地	大阪府大阪市中央区南本町一 丁目7番15号	大阪府大阪市中央区本町一丁 目4番8号	令和7年4月30日